

先駆的先導的森づくりボランティア活動支援事業募集要領

本事業は、(社)国土緑化推進機構が、先駆的先導的森づくりのための森林整備・保全を行うことを目的とした森林づくりボランティア活動(以下「先駆的先導的森づくりボランティア活動」という。)を行う民間の非営利団体等の活動を支援するための助成金を交付する事業です。

本事業の実施を希望する団体等は、以下に定める事項に基づき応募して下さい。

1 募集対象団体等(申請者の要件)

助成金の交付対象となる民間の非営利団体等とは、次の①又は②のいずれかに該当する団体や地域の自治組織のことであります。

① 「特定非営利活動促進法」(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人

② 以下の要件を総て満たす団体等であること

ア 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること

規約等には、名称、事務所、会員、役員構成、事業運営、会計年度等について規定されていること

イ 営利を目的としないこと

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと

エ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とするものでないこと

オ 先駆的先導的森づくりボランティア活動のための事業実施の体制が整備されていること

2 助成金交付対象事業

先駆的先導的森づくりについて普及啓発をするための森林づくりボランティア活動として、公募等による50人以上の参加者を対象に実施する植樹祭、育樹祭等の緑化イベント又は20人以上の会員及び一般市民を対象に実施する森林整備・保全活動

3 助成金交付対象経費

助成金の交付対象事業のうち助成対象となる経費は、以下の表のとおりです。

表-1 助成金の交付対象経費

事業内容	交付対象経費
参加者募集・普及啓発	広報費、印刷費、アルバイト賃金、通信運搬費、学習資材費、消耗品費
環境整備	歩道・作業道作設・地拵え等作業委託費又は作業員賃金、看板設置費
ボランティア活動	施設借り上げ費、会場設営費、指導者謝金、車両借料、作業用具（借料）購入費、苗木等資材費、傷害保険料

(注) 本助成事業の実施以降、活動を継続して実施する見込みのない場合は作業用具は借り入れによるものとする。

4 募集期間等

平成21年5月18日～平成21年6月5日（必着）

（申請は、都道府県緑化推進委員会を經由して行います。

提出期限は、都道府県緑化推進委員会により異なりますので注意願います。）

5 先駆的先導的森づくりボランティア活動実施期間

助成金の交付決定通知を受けた団体等が行う先駆的先導的森づくりボランティア活動は、交付決定通知後に団体等による参加者の募集及び活動の実施を開始するとともに、平成22年3月15日までに活動を完了するものとします。

表-2 募集の開始から報告書提出までのスケジュール

時 期	内 容
5月18日	団体等の募集の開始
6月5日	募集の締め切り
6月下旬	検討委員会の審査
6月下旬	助成金の交付決定通知
7月上旬	団体等による参加者の募集開始・活動の実施
3月15日	団体等による先駆的先導的森づくりボランティア活動の完了
3月20日	事業実施報告書の提出最終日

6 助成金額

助成金は、表-1に掲げられた助成金の交付対象経費に適合するものとして算定された総額の2分の1以内とします。

ただし、上記金額が助成金の限度額（30万円）を超える場合には、助成金は当該限度額以内とします。

7 応募方法（助成金交付申請書の提出）

助成金の交付を受けたいと希望する団体等は、団体等の事務所が所在する都道府県の都道府県緑化推進委員会（別紙一覧表のとおり。）を経由して、国土緑化推進機構に対して助成金の交付を申請するものとします（申請書の様式は別添様式第1号のとおり。）。

また、申請は、1団体につき1件とします。

なお、申請書の提出に当たっては、以下の書類を添付して下さい。

① 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に基づき認証された特定非営利活動法人にあつては、登記簿の写し

② その他の団体については、定款又は規約、代表者の氏名、役員名簿の写し

ただし、当機構が運営する情報サイト「森づくりコミッション・ポータルサイト『森ナビ』」又は、フォレスト・サポーターズに登録している団体等については、申請書様式第1号の別添「申請者の概要」及び上記①、②の書類の添付は不要です。

8 採択の要件（助成金の交付決定）

国土緑化推進機構は、提出された申請書及び添付資料を学識経験者等で構成する「検討委員会」で審査の上、本事業予算の範囲内で助成金の交付決定を行います。

交付決定通知は、都道府県緑化推進委員会を経由して申請者に通知されます。

なお、国土緑化推進機構の理事長は、助成金の適正な交付を行うために必要があると認めた場合には、当該応募申請事項に修正を加え、又は条件を付す場合があります。

9 申請内容に変更があった場合には、7及び8の手続きによるものとします。

10 事業実施報告書の提出

国土緑化推進機構から助成金の交付決定通知を受け取った申請者は、参加者を募集し、先駆的先導的森づくりボランティア活動を実施します。

当該申請者は、先駆的先導的森づくりボランティア活動が終了した後速やかに、都道府県緑化推進委員会を経由して、国土緑化推進機構に対して事業実施報告を提出しなければなりません（報告書の様式は別添様式第3号のとおり。）。

なお、5の活動実施時期の活動最終日が平成22年3月15日の場合は、遅くとも平成22年3月20日までに都道府県緑化推進委員会を経由して、国土緑化推進機構に対して事業実施報告を提出しなければなりません

11 助成金の額の確定及び交付

国土緑化推進機構は、提出された事業実施報告書の内容を審査し、実施計画に適合していると認められる場合には、速やかに助成金の額を決定し、助成金を交付します。

なお、国土緑化推進機構の理事長は、実施計画に基づく助成金の適正な交付を行うために必要があると認めた場合には、通知した交付額を減額して交付する場合があります。

12 安全の確保等に関する措置

先駆的先導的森づくりボランティア活動に係る作業を安全かつ適正に実施するため、団体等は参加者に傷害保険をかけるとともに、作業に精通した者を指導員として配置して参加者に必要な指導を行わせるよう努めなければなりません。

この場合の指導員は、森林組合等の林業事業体、森林管理署、森林・林業に関する試験研究機関、都道府県、市町村等の技術を有する職員等、又は林業技士、森林インストラクター等森林・林業に関する認定資格を有する者とします。

13 森づくりコミッション・ポータルサイト等への登録

本事業による活動を広く一般市民等に周知するため、助成金の交付決定を受けた団体等で森づくりコミッション・ポータルサイト『森ナビ』に未登録の団体等については、同サイトに登録し、逐次ボランティア活動等について同サイトへの掲載に努めていただきます。また、可能な限り、フォレスト・サポーターズにも登録をお願いします。

14 問い合わせ先

- 各都道府県緑化推進委員会 （別紙一覧表の通り。）
- (社) 国土緑化推進機構 政策業務部 瀧川・福松
〒112-0093 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館内
TEL 03-3262-8457
HP : <http://www.green.or.jp> E-Mail : entry@green.or.jp